

日本初の「AI 法」が成立 - 研究開発や活用を推進へ 罰則規定はなし

2026 年 4 月 15 日

著者: 矢倉 信介、デービッド・アルバグリ、洞雞 敏夫、アーサー M. ミッチェル、藤野 将生、神谷 万桜子、ジョナソン・ジャクソン

2025 年 5 月 28 日、AI のリスクに対応しながら、研究開発や活用促進に重点を置く「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（AI 法）ⁱが参議院本会議で可決され成立しました。AI 法は、日本で初めて包括的に AI に特化した新たな法律で、広範な義務規定や高額の罰金規定が定められている欧州連合（EU）の AI 規制法（EU AI Act）とは違い、AI に関する基本計画の策定や基本的施策の実施にとどまっています。今般、AI 法に基づく人工知能基本計画が閣議決定されました。

Overview 概要

国会で可決された AI 法は、AI に関連するリスクへの対応の枠組みを整備しつつ、イノベーションの促進を目指すものとなっています。こうした背景のもと、政府は、これまで、「AI 事業者ガイドライン（第 1.1 版）」ⁱⁱ（2025 年 3 月 28 日）ⁱⁱⁱや「高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針」ⁱⁱⁱを公表するなど、ソフトローアプローチを採用してきましたが、このたびの AI 法の制定は、従来の政策からの大きな転換ではなく、日本が「世界のモデルとなる法制度を構築」し、世界で「最も AI を開発・活用しやすい国」を目指す次のステップと位置づけられています^{iv}。AI 法は、「基本法」として、AI の研究・開発および活用に関する基本計画の策定を定めていますが、国に対して、法制上および財政上の措置を講ずることを求めており（第 10 条参照）、必要に応じてより具体的な規制法の制定が可能となっています。

Background 背景

2024 年 7 月、内閣府は日本における AI 制度の在り方について継続的な検討を行うため、「AI 制度研究会」を設置し、研究者や事業者等へのヒアリングを含む議論を行い、2025 年 2 月 4 日に「中間とりまとめ」^vを公表しました。中間とりまとめでは、AI のイノベーションの促進とリスク対応を両立するという方針が示され、法整備に向けた提言がなされました。AI 法の目標と原則は、AI 制度研究会の提言をほぼ踏襲しています。AI 法および日本の AI に対する取り組みに関する、研究会による提言は主に以下のとおりです。多くは、AI 法の条文に直接反映されています。

- 政府の司令塔機能の強化、戦略の策定
- AI ライフサイクル全体を通じた透明性と適正性の確保
- 国内外の組織が実践する安全性評価と認証に関する戦略的な促進
- 重大インシデント等に関する政府による調査と情報発信
- 政府による AI の利用と政府調達ガイドラインの整備

Key Provisions 主要条文

民間事業者の義務

AI 法の条文の多くは、今後の法律や政策の枠組みを構築することを目的としていますが、AI 活用事業者の義務に関する規定が含まれています。これらの義務には罰則は設けられていないものの、第 7 条では、AI を活用した製品・サービスを開発・提供・活用する AI 活用事業者に対して義務が定められています。

第 7 条では、AI 活用事業者に対して、自ら積極的な AI の活用により事業活動の効率化および高度化並びに新産業の創出に努めること、また、第 4 条および第 5 条の規定に基づき国や地方公共団体が実施する施策に協力する必要があることを定めています。第 25 条第 2 項においては、AI 戦略本部が業務を遂行するにあたって特に必要があると認めるときは、AI 活用事業者に対し必要な協力を求めることができると規定しています。

人工知能戦略本部

AI 法第 19 条に基づき設置された人工知能戦略本部（以下「戦略本部」といいます。）は内閣総理大臣を長とし、全閣僚で構成されます。AI 法施行後、戦略本部は、人工知能戦略推進会議（以下「推進会議」といいます。）と人工知能戦略専門調査会（以下「専門調査会」といいます。）という二つの機関を設置しました。人工知能戦略推進会議は、人工知能戦略担当大臣が議長を務め、様々なバックグラウンドの政府関係者約 40 名が構成員となります。各省庁が連携して政府全体で AI 施策を進める構成となっており、AI 法のアプローチに沿うと思われれます。人工知能戦略専門調査会は、内閣総理大臣が委員を任命し、AI 技術に関する学識経験を有する者で構成されます。

戦略本部の本部会合は、2025 年 9 月 12 日に初開催されました。本部会合には、毎回内閣官房副長官 3 名が出席するほか、必要に応じて他の関係者の参加を要請できます。会合は非公開ですが、議事概要および資料は原則として公開されています。

同年 12 月 19 日、戦略本部は、AI 法第 13 条に基づき「人工知能関連技術の研究開発および活用の適正性確保に関する指針」（以下「AI 指針」といいます。）を公表しました^{vi}。AI 指針は、全ての主体における AI の適切な利用を確保するための基本方針として、①リスクベースアプローチの採用、②AI ガバナンスへのステークホルダーの積極的関与、③開発・利用の各段階を一体的にとらえた AI ガバナンスの構築、④リスクへのアジャイルな対応、を示しています。さらに、国、AI 活用事業者、一般の国民といった主体ごとに、取り組むべき事項をより具体的に示しています。

AI 分野への投資

2026 年度の政府の予算案には AI に関連する予算も含まれており^{vii}、人工知能基本計画第 2 章に記載された「4 つの基本的な方針」（次項参照）との関連での、政府の投資方針を知ることができます。5027 億円の予算案のうち約 90%である 4559 億円が、日本の AI 開発力の戦略的強化に充てられており、なかでも最大規模の 3873 億円が、AI ロボットやフィジカル AI 向けのマルチモーダル基盤モデル開発に割かれています。次いで予算規模が大きいのは AI 利活用推進の 438 億円で、AI を活用した無人戦闘車両システムの研究や、ハローワークサービス向上への AI 活用など幅広い項目が含まれています。残る「AI ガバナンスの主導」と「AI 社会に向けた継続的な変革」の分野の予算は、それぞれ 11 億円と 19 億円と、比較的小規模です。

また、政府は 2025 年 11 月 21 日、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、及び、防衛力と外交力の強化に焦点を当てた総合経済対策を策定しましたが、AI および半導体は、経済安全保障に資する戦略分野の筆頭としてこのパッケージに盛り込まれました^{viii}。

人工知能基本計画の策定

AI 法第 18 条では、AI の研究開発および活用の推進に関し、政府が基本計画を策定することが定められています。2025 年 12 月 23 日、全 4 章からなる人工知能基本計画（以下「基本計画」といいます。）が閣議決定されました^x。

第 1 章では、日本が AI 関連政策を実施する背景と達成目標が示されています。第 1 章は産業競争力、安全保障、そして社会全体にとって AI の重要性が増していることを強調するとともに、一方で、日本が AI への投資と開発において他国に遅れを取っており、日常生活やビジネスにおける AI の導入が遅れていることを指摘しています。こうした状況を踏まえ、政府は、AI イノベーションが日本の潜在能力を引き出すことや、人口減少・国内投資の低迷・賃金停滞といった長年の課題の解決することにつながることを指摘するとともに、AI イノベーションにおいては、日本が現実社会で積み上げてきた、「信頼性」という価値の再現に重点を置き、「信頼できる AI」を軸として、日本が世界各国の多様な AI イノベーションを糾合していくことを目指すとしています。

第 2 章では、AI 関連技術の研究開発・活用を推進するための「3原則」と「4つの基本的な方針」を定めています。これらはそれぞれ、AI 法第 3 条に規定される基本理念に基づいています。3原則には、①イノベーション促進とリスク対応の両立、②アジャイルな対応、③内外一体での政策推進が定められました。4つの基本方針には、①AI 利活用の加速的推進、②AI 開発力の戦略的強化、③AI ガバナンスの主導、④AI 社会に向けた継続的変革が定められています。ここで示された4つの基本方針を具体化する政府の施策は、第 3 章に記載されています。

第 3 章の施策は、第 1 章で掲げられた目標の達成と課題の解決に向け、第 2 章の基本方針に沿って整理されています。多くの施策では政府の役割は支援や促進にあるものの、政府職員が AI を利活用できる環境の構築等、政府が具体的に実施すべき行動を明記した施策もあります。ここでは政府が率先して AI を調達し、安全・安心な形で利活用を推進するとしています。基本計画は医療、教育、建設などの準公共分野における質の高いデータをいかに、データ連携基盤を構築するとしています。また、AI 社会への変革の一環として、個人情報保護法等の改正が検討されます。

第 4 章では、基本計画の進捗状況を測定するためのベンチマークを設定すること、また基本計画は定期的に見直し・変更することとし、当面は毎年変更することが明記されています。

プリンシプル・コード

内閣府知的財産戦略推進事務局は、また、2025 年 12 月 26 日、知的財産と AI に関するプリンシプル・コード（以下「プリンシプル・コード」といいます。）の草案を発表しました^x。プリンシプル・コードは AI 法の特定の規定と直接関連するものではありませんが、草案では AI 法の趣旨を踏まえると明記されています。草案では、プリンシプル・コードは「生成 AI 事業者」（プリンシプル・コード内で定義）に適用されるものとされ、該当事業者は、自社ウェブサイト上にプリンシプル・コードに定められた三原則を受け入れる旨の表明を掲載し、各原則のうち実施事項（実施しない原則がある場合はその理由）を説明することが期待されるとされています。各原則には細かな内容が含まれますが、生成 AI 事業者において、①AI モデルの学習に使用したデータの概要をウェブサイトにおいて開示すること、②知的財産権保護のための措置の概要をウェブサイトにおいて開示すること、③自らの権利又は法律上保護される利益の実現のために法的手続を現に行い、若しくは準備している者から求められた場合には特定のウェブページが学習に使用されたか否かを回答することなどが含まれています。AI 法と同様、違反に対する金銭的罰則は規定されていません。

Scope of Application 適用範囲

AI 法に地理的適用範囲に関する規定はありませんが、第 16 条において、国が国内外の AI の開発および活用に関する情報を調査することとしています。AI 法及び基本計画では、研究機関や AI 活用事業者について国内・国外の企業の区別は設けられておらず、AI 指針は同指針中の「活用事業者」に海外事業者が含まれる旨記載しています。プリンシプル・コードに関しても、地理的適用範囲は限定されないと思われます。

AI 法には業種別の適用範囲についても明示されていません。基本法としての性格上、AI を開発・提供・活用する AI 活用事業者一般に対して適用されると思われます。

日本および他の地域における AI 規制に関する詳細は、当事務所の[グローバル AI 規制トラッカー](#)よりご覧いただけます。

ホワイト&ケース法律事務所

ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）

住所：東京都千代田区丸の内 1-8-3

丸の内トラストタワー本館 26 階

T +81 3 6384 3300

ホワイト&ケースとは、ニューヨーク州で登録されたリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップである White & Case LLP、英国法に基づくリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップである White & Case LLP その他の関連パートナーシップ、会社及び団体からなる国際的な法律事務所を意味します。

本稿は、当事務所のクライアントまたはその他の関係者を対象に一般的な情報を提供するために作成されたものであり、本稿の性質上、包括的な助言を提供するものではなく、またそれを意図したものではありません。
本稿は、一般的な内容を述べたものであって、法的助言を提供するものではありません。

© 2025 White & Case LLP

ⁱ 内閣府「人口知能関連技術の研究開発及び活用の促進に関する法律案」2025年2月28日

ⁱⁱ 総務省および経済産業省「AI事業者ガイドライン（第1.1版）」2025年3月28日

ⁱⁱⁱ 内閣府「高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針」2023年10月30日

^{iv} 内閣府「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI法）の概要」

^v 内閣府 AI 戦略会議・AI 制度研究会「中間とりまとめ」2025年2月4日

^{vi} 人工知能戦略本部「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」2025年12月19日

^{vii} 内閣府「令和8年度 AI 関連予算について（案）」

^{viii} 内閣府「「強い経済」を実現する総合経済対策」2025年11月21日

^{ix} 内閣府「人工知能基本計画」2025年12月23日

^x 知的財産戦略本部「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」2025年12月26日